

株式会社穴吹ハウジングサービス（特定事業者）
（駐車場事業等を営む事業者）

- 1 個人，人格のない社団等又は資本金の額が3億円以下である事業者であって，駐車場施設を貸し付けるもの（以下「賃貸人」という。）と賃貸借契約を締結している。
- 2 賃貸人であって，駐車場施設の賃料を消費税を含む額で定めているもの（以下「本件賃貸人」という。）に対し，平成26年1月から同年3月までの間に，同年4月分以後の賃料について，消費税率の引上げ分を上乗せせず，同年3月分の賃料と同額にするよう要請した。

本件賃貸人
（特定供給事業者 約250名）

勧告の内容

- 対象の賃料を，平成26年4月分に遡って，速やかに消費税率の引上げ分を上乗せした額まで引き上げ，当該引上げ分相当額を支払うこと
- 今後，消費税の転嫁を拒むことのないよう，自らの役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること

など